

2008 年度博士学位論文（要旨）

中国上場企業における企業統治システムの研究
——独立取締役の役割を中心として——

指導：金山 権 教授
副指導：菊池 敏夫 教授
岩井 清治 教授
佐藤 憲正 教授

国際学研究科
国際関係専攻
劉 新

目 次

序章 研究課題と枠組み

1. 問題意識
2. 先行研究
3. 研究方法と目標
4. 論文構成

第 I 部 企業統治における理論的アプローチ

第 1 章 企業統治の理論的展開

はじめに

第 1 節 アメリカにおける企業統治理論の展開

- 一、個人所有段階における企業支配論
- 二、商業銀行信託部中心の機関投資家所有段階での企業支配論
- 三、年金基金中心の機関投資家所有段階での企業統治論の成立
- 四、企業統治の概念

第 2 節 中国における企業の発展プロセスから見た企業統治の理論的展開

- 一、計画経済期の企業統治制度
- 二、計画経済と市場経済併存期の企業統治制度
- 三、市場経済転換期の企業統治制度
- 四、中国における企業統治の理論的展開

おわりに

第 2 章 エージェンシー理論と独立取締役

はじめに

第 1 節 エージェンシー理論

- 一、エージェンシー理論の概説
- 二、エージェンシー理論と企業統治論のかかわり

第 2 節 独立取締役の概念

- 一、独立取締役の概念
- 二、独立取締役普及までの要因
- 三、独立取締役の「独立性」要件

おわりに

第 II 部 中国における企業統治および独立取締役——国際比較を踏まえて——

第 3 章 中国上場企業における企業統治

はじめに

第1節 株式市場の現状と上場企業の所有構造

- 一、株式市場の現状
- 二、上場企業の所有構造
- 三、支配主体

第2節 中国上場企業における企業統治システム

- 一、株主総会
- 二、監査役会
- 三、取締役会
- 四、総経理

第3節 中国上場企業における「内部者支配」と「大株主支配」

- 一、上場企業における「内部者支配」と「大株主支配」
- 二、上場企業の機関から見た「大株主支配」

おわりに

第4章 中国上場企業における独立取締役制度

はじめに

第1節 独立取締役制度の導入プロセスと主な内容

- 一、独立取締役制度の導入プロセス
- 二、独立取締役の主な内容

第2節 独立取締役の役割

- 一、独立取締役の役割
- 二、中国独立取締役の役割の特殊性

第3節 実態から見る独立取締役役割

- 一、独立取締役の効果
- 二、問題点

おわりに

第5章 国際比較から見る中国独立取締役の役割

はじめに

第1節 アメリカにおける企業統治システム

- 一、株式所有構造と機関投資家の役割
- 二、企業統治システムの構造
- 三、独立取締役の役割と実態
- 四、中国に与える示唆

第2節 ドイツにおける企業統治システム

- 一、株式所有構造

- 二、企業統治システムの構造
- 三、監査役会の機能と特徴
- 四、近年における監査役会の改革
- 五、中国に与える示唆

第3節 日本における企業統治システム

- 一、株式所有構造の変容
- 二、企業統治システムの構造と改革
- 三、社外監査役と社外取締役の役割と実態
- 四、中国に与える示唆

第4節 中国企業統治および独立取締役制度の特色

- 一、国際比較から見た中国企業統治および独立取締役制度の特色
- 二、国際比較からの示唆

おわりに

第Ⅲ部 中国上場企業における独立取締役に関する事例分析

第6章 A社とB社の事例および分析

はじめに

第1節 A社の事例およびその分析

- 一、A社の概況と株式所有構造
- 二、A社の企業統治構造
- 三、A社における独立取締役の現状
 - 1. 独立取締役の設置
 - 2. 独立取締役の選出
 - 3. 独立取締役の職務の履行状況
- 四、独立取締役関連制度の整備
 - 1. 独立取締役に対する情報開示
 - 2. 経営陣との意思疎通
 - 3. 取締役会秘書およびスタッフの能力の育成

第2節 B社の事例およびその分析

- 一、B社の概況と株式所有構造
- 二、B社の企業統治構造
- 三、B社における独立取締役の現状
 - 1. 独立取締役の設置
 - 2. 独立取締役の選出
 - 3. 独立取締役の職務の履行状況
- 四、独立取締役関連制度の整備

1. 独立取締役に対する情報開示
 2. 経営陣との意思疎通
 3. 取締役会秘書およびスタッフの能力の育成
- おわりに

第7章 A社とB社の比較分析

はじめに

第1節 中国独立取締役に関する先行研究のまとめ

一、独立取締役の一般状況に関する先行研究

1. 独立取締役の基本データ
2. 独立取締役の役割
3. 専門委員会の設置と効果

二、先行研究のアプローチとその活用

1. 先行研究による本研究のアプローチ
2. 先行研究の不足

第2節 A社とB社の比較分析

一、調査対象の選出

1. 事例研究の範囲
2. 調査対象の選出
3. 2社の株式所有構造と大株主政策に関する比較

二、取締役会の構成に関する比較

1. 取締役会の構成
2. 専門委員会の設置

三、独立取締役制度に関する比較

1. 独立取締役の選出
2. 独立取締役の出身
3. 独立取締役の職務履行状況
4. 独立取締役の監督機能の発揮：新会計基準への対応

四、独立取締役の関連制度に関する比較

1. 情報の開示
2. 独立取締役と経営陣の意思疎通
3. 取締役会秘書およびスタッフの育成

五、比較分析のまとめ

第3節 具体例から見た独立取締役の監督機能

一、非流通株改革の例——中小株主との関連から

二、「資産再編」の例——大株主との重大インサイダー取引の面から

三、G工場買収の例——経営戦略の面から
おわりに

終章 結論と今後の研究課題

1. 本研究の結論
2. 本研究から得られた中国企業統治改革の提言
3. 今後の研究課題

論文要旨

1. 本研究の背景と目的

昨今のグローバル化の進展に伴い、企業統治の領域は「収斂」の傾向を見せつつある。しかし、周知の通り、世界各国の社会環境および経営環境は異なっている。したがって、他国の制度を手本とする場合、それをどのように吸収し、さらにいかにして自国の風土で構築するのか、という課題は今日において非常に重要となっている。

一方、中国は計画経済から市場経済に転換していまだに試行錯誤の段階にある。法律の不備や所有の集中などが原因で、株式市場においては、インサイダー取引・虚偽報告など企業の不祥事が多発し、株式市場の効率性も低下している。このような問題の改善を図るために、企業統治に関する一連の改革が行われた。その中で、最も関心を集め、重要視されているのは、上場企業への独立取締役制度の導入問題である。一連の規則を経て、現在独立取締役の設置は「公司法」(会社法)に義務付けられることに至った。これによって、中国企業の企業統治の形態がアメリカ型に急速に変化している。

ところが、独立取締役制度はアメリカで誕生した制度であるため、その制度は、誕生当時のアメリカの状況に根ざしており、その展開および法的役割もアメリカの国情と深くかかわっている。しかし、中国は、株式所有構造、法律のあり方、企業統治システム構造などの面においては、アメリカと大いに異なっている。そのため、独立取締役制度の中国導入が単なる制度の移植に止まることは、不十分であると考えられる。実際にも、形式のみの制度導入の弊害は既に現れている。企業の内部情報が入手しにくい、中小株主の利益が守れない、辞職率が高い、などの多くの問題を抱えているのが現状である。

本研究の目的は、上に述べた研究背景に基づき、アメリカを中心とする先進国の企業統治、特に独立取締役制度を研究し、その上で、中国上場企業における企業統治の現状に対応し、中国独立取締役の役割はどう変わるべきか、その役割はどんな要素に制約されているのか、先進国からいかなるヒントが得られるのか、また将来に向けてどのような努力が必要であるのか、といった問題について探ることである。

2. 研究方法と目標

本研究は、第Ⅰ部と第Ⅱ部において、企業統治制度の歴史という時間的縦軸と、当制度における国際比較¹という空間的横軸を基礎にし、中国における独立取締役の役割の特徴と影響要因を考察するものである。

また、本研究では理論的考察に事例分析を加える検証方法を用いた。事例研究については、インタビュー調査を主な調査方法とした。2006年11月・2007年3月・2007年9月の

¹ 企業統治論および独立取締役制度がアメリカで生まれた制度であるため、本論文は中国における企業統治問題を焦点に当てながら、理論研究の原点をアメリカにしている。また、中国の特徴および諸先進国から示唆を得るために、アメリカのほか、日本とドイツにおける企業統治制度をも取り上げている。

前後 3 回にわたる現地調査を通して、A 社総経理・取締役会秘書・証券部部长、B 社副総経理兼 CFO・証券部部长・姉妹会社 CFO、計 6 名にインタビューを行った。また、新しい情報または動向を獲得するために、インタビューだけではなく、特に 2 社の証券部部长とメールや電話のやり取りを続けてきた。

なお、本研究の目標は以下の 4 点である。①企業統治に関する理論を整理、分析し、現在の中国における独立取締役制度が予期どおりに機能しない原因を見出すこと。②中国において独立取締役が必要になった背景を立ち入って考察した上で、中国の事情に適応する独立取締役の役割を再認識すること。③中国の独立取締役の役割を発揮させるために、国内事情に合わせて最も改善が迫られている問題を明らかにすること。④国際比較と事例分析を行い、独立取締役制度を中心に、中国における企業統治システムの今後の構築に対して提言すること。

3. 各章の概要と結論

本論文は序章と終章を除けば、3 部 7 章から構成されている。各部分の内容と結論は以下のとおりである。

第 1 章と第 2 章は第 I 部に属する。第 I 部の「企業統治における理論的アプローチ」の部分では、独立取締役制度と関連付けながら、企業統治理論とエージェンシー理論を考察した。

具体的に、第 1 章では企業統治理論的展開を考察した。アメリカと中国における企業の発展プロセス、およびそれに伴う企業統治論の変化を考察することを通じて、「会社は誰のものか」という問題についての認識が次第に変化していることを確認した。すなわち、企業を取り巻く社会環境がますます多様化している現在においては、企業特に上場企業は経営者や株主など特定人のものではなく、株主・債権者・従業員・顧客・地域社会などすべてのステークホルダーのものである。

第 2 章では、エージェンシー理論と独立取締役制度を関連付けて考察した。企業内部において、最も重要といわれるエージェント関係の一つである企業と企業の監督機関との関係について論じた。独立取締役は株主主権論に基づき生まれた制度であるが、株式会社制度の発展・年金基金の台頭・ステークホルダーの一体化・経営倫理問題が世論に注目されるなど、アメリカの社会背景によって、次第に各ステークホルダーの利益を代表するようになったのである。したがって、エージェンシー理論から考えれば、単に制度による独立取締役制度の導入には限界があり、中国の独立取締役に確実に各ステークホルダーの利益を代表させるために、モニタリングとインセンティブの角度から考察する必要性があると考え、それについて論じた。

第 II 部「中国における企業統治および独立取締役」は、第 3 章・第 4 章・第 5 章により

構成されている。この部分では、第 I 部で検討した理論の結果をふまえながら、中国が独立取締役制度を導入した要因（政府の動機）および上場企業が独立取締役を招聘する動機について考察した。それに基づき、現段階における中国独立取締役の実態を考察し、法律に規定された役割と実際の役割とを対照的に分析する。最後に、企業統治システム構造の視点から国際比較を行った。それを通じて、中国独立取締役の役割の特色を見出す一方、諸先進国からいかなる示唆を汲み取るべきかについて検討した。

第 3 章では、中国の国内事情を考察し、中国独自の企業統治問題について論じた。これを通じて、中国が独立取締役制度を導入した要因を再確認した。具体的に言えば、中国における企業統治の特徴は次の 3 点である。第一に、株式所有構造の特徴としては、流通しない国有株は非常に高い比率を占める一方、流通株が極めて分散し、流通株主が機能しないことである。そのゆえ、上場企業の支配主体は国有株主と少数の同族（民営企業の場合）となっている。第二に、企業統治システムの構造から見ると、株主総会の権限が比較的大きい、取締役会長の権限が大きい、監督機関が業務執行機関の任命権を有しない、というのが特徴である。上場企業の場合、以上の三点に加えて、独立取締役と監査機関が併存する、委員会の設置が強制規定ではない、執行役を設けないということを挙げることができる。つまり、株主総会中心主義などの独特な企業統治システムの設計から、株式会社制度が設立される当時、国有資本の支配権を確保する考え方を伺えることができる。第三に、以上の二点の要因によって、中国上場企業においては、とりわけ「大株主支配」の現象が多く存在している。

第 4 章では、中国独立取締役の役割およびそれを影響する主な要因について考察した。すでに第 3 章で考察したが、中国とアメリカが面する企業統治問題は大いに異なっている。したがって、企業統治問題を解決するための独立取締役の役割も同じではないと考えられる。すなわち、中国の企業統治問題は主に「大株主支配」にあるため、独立取締役の役割として、中小株主を中心とするステークホルダーを代表し、大株主を監督することが期待されている。しかし、ガバナンス規制の内容と実態を考察した結果、独立取締役の任免権はほとんど大株主に掌握されている。さらに、他のステークホルダーとの間にインセンティブが欠如しているため、独立取締役は従来どおりに監督機能を果たすことが難しく、大株主に対する監督の機能が不足している。つまり、独立取締役と大株主とのエージェント関係は、法律で構築した独立取締役と中小株主を中心とする各ステークホルダーとのエージェント関係より緊密であり、独立取締役の役割の発揮は大株主の意思に左右されている。言ってみれば、大株主の企業統治に対する意識は中国の独立取締役の効果を影響する主要な要素である。

第 5 章では、独立取締役制度を中心に、アメリカ・ドイツ・日本における企業統治システムを考察した。さらに、中国との国際比較を通じて、中国独立取締役制度の特徴をより鮮明にした上で、先進国からの示唆を考察した。また、第 3 章、第 4 章の考察と合わせて、大株主の企業統治に対する意識の向上は、長年の蓄積によるものだと認識する一方、株式

所有構造の影響要因の一つでもあると考えられる。また、中国の国内事情として、ほとんどの上場企業は国有企業改革の産物であり、現在においても国有株が支配地位を占めている。そのため、政府の政策は国有大株主の意識向上に対しても影響力を有していると考えられる。

第Ⅲ部「中国上場企業における独立取締役に関する事例分析」では、第Ⅰ部・第Ⅱ部の考察を踏まえ、特に第Ⅱ部で得た課題を解決するために、上場企業 2 社（A社とB社）を取り上げ、事例分析を行った。事例分析の目標は二つある。①異なる類型の上場企業を取り上げ、独立取締役制度を含む企業統治制度を比較する。これを通じて、大株主の影響力と独立取締役の役割との関係を検討する。②中国の独立取締役は具体的にどんな役割を果たしているのかについて検討する。

具体的には、株式所有構造の異なるA社とB社を取り上げ、株式所有構造、大株主の政策、取締役会の構成、独立取締役の選出・出身・職務履行状況・助言機能の発揮、および情報の開示・経営陣との意思疎通・補佐役の育成の面をめぐって、比較分析を行った。これを通じて、以下の結論を得た。まず、独立取締役の役割の発揮においては、大株主の意欲と大いに関連していることが明らかとなった。次に、持ち株比率の減少に伴って、大株主は自ら他のステークホルダーとの関係を重視する動機が増大し、企業統治に関する制度を積極的に取り込む傾向がある。また、国有上場企業の場合、大株主の意識は同時に政府の政策から影響を受けていることも見られ、上場企業の企業統治レベルを全体的に向上させるには、中国の場合、政府による適切なマクロコントロールが有効だと考えられる。

また、企業活動における独立取締役の具体的な役割について、調査で得た具体的な事例を用いて考察した。その結論は次の 4 点である。①独立取締役の監督機能は意思決定のプロセスの合法性を確保するところにある。例を挙げると、試案や関連取引の公平性と手続きの公平性をチェックし、保証することなどである。②大株主支配・独立取締役の経営経験が不足するという中国の独特な事情によって、独立取締役の監督機能は主に適法性監査に集中的に現われており、経営戦略に対する監督機能が弱い傾向が見られる。③独立取締役の役割はまた大株主・経営者に対する影響に現われている。すなわち、その存在によって、不法行為を行うリスクが高くなり、大株主の違法的な支配行為をある程度防止し得るのである。④考察を通じて、独立取締役は各自の専門的立場から意見を述べ、つまり助言機能が発揮し得ることが明らかになった。これは新会計基準への対応事例・非流通株改革の事例・資産再編の事例を通じて分かったのである。

終章では、本研究の概要と結論をまとめた上で、本研究で考察・分析して得たものとして、株式構造改革・適切なマクロコントロールによる企業統治の意識向上の重要性、独立取締役協会設立の必要性、専門委員会の重要性、取締役会秘書とスタッフに対する育成の重要性を訴えた。最後には今後の課題を明らかにした。

主要参考文献

一、日本語文献 (50音順)

学術著書：

1. 青木英夫『結合企業法の諸問題』税務経理協会、1995年
2. 青木昌彦『経済システムの進化と多元性——比較制度分析序説』東洋経済新報社、1995年
3. アラン・A・ケネディ著、奥村宏監訳、酒井泰介訳『株主資本主義の誤算—短期の利益追求が会社を衰退させる』ダイヤモンド社、2002年
4. 今泉慎也・安倍誠『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所、2005年
5. 今西宏次『株式会社の権力とコーポレート・ガバナンス』文眞堂、2006年
6. 岩井克人『会社はだれのものか』平凡社、2005年
7. 岩井清治『ドイツ外国人職業研修制度の実際』多賀出版、1999年
8. 植竹晃久・仲田正機『現代企業の所有・支配・管理——コーポレート・ガバナンスと企業管理システム』ミネルヴァ書房、1999年
9. 江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』有斐閣、1995年
10. 大掛猪津夫『取締役・監査役の独立性：変貌するコーポレートガバナンス』インターワーク出版、2002年
11. ガウグラー・カーデル・佐護譽・佐々木常和『ドイツの労使関係』中央経済社、1991年
12. 勝部伸夫『コーポレート・ガバナンス論序説—会社支配論からコーポレート・ガバナンス論へ—』文眞堂、2004年
13. 加藤一郎・高橋勝好・谷川久『法律読本シリーズ5 会社と法』第一法規、1982年
14. カナダ取締役協会著・穂坂栄訳『北米における取締役入門』東洋経済新報社、1997年
15. 金山権『現代中国企業の経営管理：国有企業のグローバル戦略を中心に』同友館、2000年
16. 加美和照編著『取締役の権限と責任』中央経済社、1994年
17. 川井伸一『中国上場企業——内部者支配のガバナンス』創土社、2003年
18. 川口幸美『社外取締役とコーポレート・ガバナンス』弘文堂、2004年
19. ガイP.ランダー著・メディア総合研究所訳『SOX法とは何か—米国企業改革法からCSR、内部統制を読み解く』メディア総合研究所、2006年
20. 菊澤研宗『日米独組織の経済分析』文眞堂、1998年
21. 菊澤研宗『比較コーポレート・ガバナンス論——組織の経済学アプローチ』有斐閣、2004年
22. 菊池敏夫・平田光弘『企業統治の国際比較』文眞堂、2000年
23. 菊池敏夫『現代企業論—責任と統治—』中央経済社、2007年
24. 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介『企業の責任・統治・再生—国際比較の視点—』文眞

- 堂、2008年
25. 黒沼悦郎『アメリカ法ベーシックス 5 アメリカ証券取引法 (第2版)』弘文堂、2004年
 26. 呉志攀・浜田道代・虞建新『会社統治および資本市場の監督管理——中国・台湾・日本の企業法制の比較』名古屋大学法政国際教育協力研究センター、2004年
 27. 佐久間信夫『企業統治構造の国際比較』ミネルヴァ書房、2003年
 28. 佐久間信夫『企業支配と企業統治』白桃書房、2003年
 29. 佐久間信夫『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社、2005年
 30. 佐藤憲正編著『国際経営論：グローバル化時代とニューアジア経営の展望』学文社、2005年
 31. 渋谷博史・首藤恵・井村進哉『アメリカ型企業ガバナンス——構造と国際的インパクト』東京大学出版会、2002年
 32. 証券取引法研究会国際部会訳編『コーポレート・ガバナンス—アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究—』日本証券経済研究所、1995年
 33. 新保博彦『日米コーポレート・ガバナンスの歴史的展開』中央経済社、2006年
 34. 末永敏和・長谷川俊明・稲葉陽二編著『委員会等設置会社重要財産委員会導入の実務』中央経済社、2003年
 35. 関孝哉『コーポレートガバナンスとアカウンタビリティ』商事法務、2006年
 36. 全国社外取締役ネットワーク編著『「社外取締役」のすべて：役割は何か/担い手は誰か』東洋経済新報社、2004年
 37. 高橋俊夫編著『コーポレート・ガバナンス—日本とドイツの企業システム—』中央経済社、1995年
 38. 高橋俊夫編著『コーポレート・ガバナンスの国際比較——米、英、独、仏、日の企業と経営——』中央経済社、2006年
 39. 竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座2—企業組織』東京大学出版会、1985年
 40. David Lratner 著・神崎克郎兼修・野村證券法務部訳『米国証券規制法概説』商事法務研究会、1984年
 41. 土屋守章・岡本久吉『コーポレート・ガバナンス論：基礎理論と実際』有斐閣、2003年
 42. 寺本義也・坂井種次編著『日本企業のコーポレートガバナンス：「統知」による企業価値の創造を目指して』生産性出版、2002年
 43. 唐燕霞『中国の企業統治システム』御茶の水書房、2004年
 44. 東京弁護士会会社法部編『執行役員・社外取締役の実態——商法改正の方向を含めて——』商事法務研究会、2001年
 45. 仲田正機『比較コーポレート・ガバナンス研究—日本・英国・中国の分析—』中央経

済社、2005年

46. 中村一彦『改訂増補版 企業の社会的責任』同文館出版、1980年
47. 中村瑞穂『企業倫理と企業統治：国際比較』文眞堂、2003年
48. 新山雄三『ドイツ監査役会制度の生成と意義—ドイツ近代株式会社法の構造と機能—』
社団法人商事法務研究会、1999年
49. 西山芳喜『現代企業法概説シリーズ2 会社法』中央経済社、2001年
50. 日本証券経済研究所『新外国証券関係法令集アメリカ（I）サーベンス・オクスリー
法』奥村印刷株式会社、2007年
51. 任文侠著、斉藤毅憲監訳『現代中国の企業経営』文眞堂、1991年
52. 八田進二編著『外部監査とコーポレート・ガバナンス』同文館出版、2007年
53. 平田光弘『経営者自己統治論—社会に信頼される企業の形成—』中央経済社、2008年
54. 藤井康弘・鈴木誠『米国年金基金の投資戦略—コーポレート・ガバナンスへの取組
み—』東洋経済新報社、2004年
55. 藤川信夫『国際経営法学—コーポレート・ガバナンス、米国企業改革法、内部統制、
企業防衛策ならびに金融コングロマリット・金融商品取引法など国際的企業経営をめ
ぐる法制度の現代的課題と実践—』信山社、2007年
56. 正井正彦『ドイツのコーポレート・ガバナンス』成文堂、2003年
57. 正木久司『株式会社支配論の展開「アメリカ編」』文眞堂、1983年
58. 森淳二郎『東アジアのコーポレート・ガバナンス：中国・韓国・日本における現状と
課題』九州大学出版会、2005年
59. 森本滋『現代法学：会社法』（第2版）有信堂高文社、1995年
60. 森本滋・川濱昇・前田雅弘『企業の健全性確保と取締役の責任』有斐閣、1997年
61. 吉森賢『日米欧の企業経営—企業統治と経営者—』財団法人放送大学教育振興会、2001
年
62. 李維安『中国のコーポレート・ガバナンス』税務経理協会、1998年
63. 若林政史『日本的経営とガバナンス』中央経済社、2000年
64. 渡辺智子『コーポレート・ガバナンスと企業理論』慶應義塾大学出版会、2006年

学術論文：

1. アメリカ法曹協会ビジネスロー部会会社法委員会；池永朝昭（訳）；谷健太郎（訳）「アメリ
カ会社取締役ガイドブック（第2版）（上）（中）（下）」『国際商事法務』24（4）、1996年、
pp. 368-378；24（5）、1996年、pp. 494-500；24（6）、1996年、pp. 601-609
2. 池田良一「ドイツにおけるコーポレートガバナンスの現状と問題点—「コーポレート
ガバナンス改革」とその背景—」『月刊監査役』No.453、2002年、pp.14-25
3. 池田良一「ドイツの「コーポレートガバナンス倫理指針」の前文和訳と内容解説—
ドイツ「コーポレートガバナンス改革」の最新動向—」『監査役』No.461、2002年、

pp.62-78

4. 伊勢田道仁「社外取締役の法的役割」『経済研究』大阪府立大学経済学部、1994年、pp.174-222
5. 井上輝一「日本における監査役活動の実態と監査役協会」『月刊監査役』No.461、2002年、pp.12-14
6. 今井健一「中国国有企業の所有制再編——大企業民営化への途——」『社会科学研究』54巻3号、東京大学社会科学研究所紀要、2003年、pp.37-60
7. 岩井清治「ドイツにおける学校教育——就業移行過程とキャリア」『産業研究所年報』第25号、桜美林大学、2007年、pp.143-170
8. 江頭憲治郎「自民党の商法改正試案等骨子と監査役・監査役会」『商事法務』1470号、1997年、pp.17-24
9. 大杉謙一「社外取締役（独立取締役）」『アメリカ法』（日米法学会）2004年1号、2004年、pp.10-23
10. 緒方桂子「ドイツにみる労働組合機能と従業員代表機能の調整——「統制された分権化」へ」『季刊労働法』216号、2007年、pp.66-80
11. 階戸照雄「米、英、仏の取締役会における社外取締役と本邦における社外取締役の役割の比較に関する一考察」『朝日大学経営論集』第19巻第1号、2004年、pp.29-44
12. 金山権「中国国有企業改革の新動向と経営行動——WTO加盟後を中心に」『アジア経営研究』第10号、2004年、pp.11-22
13. 金山権「企業統治システムの構築——日米独との比較からみた中国の企業統治」『日本学論壇』2005年、pp.91-97
14. 仮屋広郷「アメリカの社外取締役に期待される役割——企業買収のケースを素材として——」『月刊監査役』No.406、1998年、p.29-37
15. 仮屋広郷「ベンチャー・キャピタル・ファンドに関する基礎理論的考察」『一橋論叢』130巻1号、2003年、pp.18-51
16. 河合信雄「商法改正と企業の社会的責任」『経済評論』23(11)、日本評論社、1974年、pp.1-14
17. 菊池敏夫「最高経営組織と会社統治の構造——国際比較からみた日本の課題——」『九〇年代の経営戦略』千倉書房、1991年、pp.267-273
18. 菊池敏夫「中・日企業における企業統治システム——比較からみた特徴と課題——」『MBA人』中国科学技術大学管理学院MBA・MPA人センター編、2005年、pp.24-29
19. 金東海「中国の株式会社における社外取締役制度」『現代社会文化研究』（新潟大学大学院）No.24、2002年、pp.91-105
20. クラウス・J・ホプト/釜田薫子（翻訳）「ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準——ボードの義務、情報開示、実施——」『商事法務』No.1785、2006年、pp.4-19
21. 小池良一「米国のコーポレートガバナンスにおけるコーポレートセクレタリーの役割——日本企業の米国現地法人の視点に基づく経験的考察——」『国際商事法務』Vol.35,

- No.10、2007年、pp.1343-1352
22. 虞建新「中国における社外取締役制度の導入について」『月刊監査役』No. 461、2002年、pp. 15-28
 23. 近藤光男・牛丸與志夫・田村詩子・志谷匡史・川口恭弘・黒沼悦郎・行澤一人「株式会社における経営監督のあり方（上）」『商事法務』No.1611、2001年、pp.4-13
 24. Theodor Baums 著・丸山秀平訳「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス—制度と最近の展開—」『旬刊商事法務』1363、1994年、pp.70-82
 25. 佐久間信夫「アメリカ企業支配論の展開」『創価経営論集』23（3）創価大学経営学会、1999年、pp. 97-109
 26. 佐久間信夫「ドイツの企業間関係と企業統治」『明大商学論叢』第83巻第2号、明治大学商学研究所、2001年、pp.33-53
 27. 穴戸善一「コーポレート・ガバナンスにおける取締役会の意義」『フィナンシャル・レビュー』No. 68、2003年、pp. 64-78
 28. 周剣龍「コーポレート・ガバナンスの改善と社外取締役制度——中国法への社外取締役制度の導入モデルを中心に——」『独協法学』第61号、2003年、pp. 103-122
 29. 杉下晴彦「中国財政部の新会計準則の公表」『新監査法人ライブラリー：情報センサー』2006年第8号、pp.34-39
 30. 瀬々敦子「中国会社法の少数株主保護制度に関する比較法的考察」『国際商事法務』Vol.30,No.8、2002年、pp.1088-1096
 31. 高橋公忠「中国のコーポレート・ガバナンスの背景」『法律時報』73巻9号、2001年、pp. 71-82
 32. 武井一浩「米国型取締役会の実態と日本への導入上の問題（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）」『商事法務』No. 1505、No. 1506、No. 1508、No. 1509、No. 1511、1998年
 33. 武井一浩「委員会等設置会社制度と重要財産委員会の導入」『企業会計』第54巻8号、2002年、pp.1098-1108
 34. 竹下ちえ子（王子田誠訳）「アメリカにおける社外取締役の役割とコーポレート・ガバナンス」（上）（下）『商事法務』No. 1327-No.1328、1993年
 35. 田中房弘「日本的経営の再構築迫る企業統治」『週刊東洋経済』1993年5月15日、pp. 16-20
 36. 陳景善「中国における社外取締役（独立取締役）制度をめぐる近時の状況」『早稲田大学大学院法研論集』第106号、2003年、pp. 362-337
 37. 中川美佐子「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスに関する一考察——ドイツ企業統治規範を中心として——[上][下]」『国際商事法務』Vol.32,No.6、2004年、pp.707-714 および Vol.32,No.7、2004年、pp.873-878
 38. 中田直茂「ディスクロージャーの正確性の確保とコーポレート・ガバナンス——アメリカの監査委員制度の現状（上）（中）（下）」『商事法務』No.1619、2002年、pp.17-27、

- No.1620、2002年、pp.9-16、No.1621、2002年、pp.37-44
39. 日本監査役協会監査制度委員会「社外監査役の機能強化のために——日本型企业統治の一翼を担う社外監査役——」『月刊監査役』No.388、1997年、pp.95-128
 40. 日本監査役協会本部監査役スタッフ研究会「監査役/監査委員スタッフ意識調査結果」『月刊監査役』No.494別冊、2004年
 41. 日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会「会社法の下における監査役会のあり方——監査役スタッフからの提言——」『月刊監査役』第519号、2006年、別冊附録pp.1-26
 42. 日本監査役協会「「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書」『月刊監査役』No.534（臨時増刊号）、2007年、p.1-247
 43. 「資料：2005年中国企業ベスト500社ランキング発表」日本貿易振興機構『中国経済情報研究会員資料——中国経済』2005年11月号、pp.109-115
 44. 「資料：2007年中国企業ベスト500社ランキング発表」日本貿易振興機構『中国経済情報研究会員資料——中国経済』2008年3月号、pp.108-115
 45. 古川順一・容和平・陳藹芳「中国企業の企業統治——企業アンケートからみる独立取締役制度の実態と課題を中心として——」『東京国際大学論叢・商学部編』第73号、2006年、pp.69-90
 46. Helmut Demes（著）・田中洋子（訳）「ドイツ連邦共和国における労働組合運動の課題と対応——ドイツ労働組合総同盟のハンス・ベックラー財団を例として」『社会科学研究所』44(6)東京大学社会科学研究所、1993年、pp.94-110
 47. ベルント・ヴァース「ドイツにおける労使関係の分権化と労働組合および従業員代表の役割」『日本労働研究雑誌』No.555、2006年、pp.11-25
 48. 正井章箒「ドイツの共同決定制度に関する最近の動向——その実態と批判について——」『国際商事法務』Vol.33,No.1、2005年、p.36-46
 49. 松尾直彦「米国企業会計改革法への対応と現状」『旬刊商事法務』No.1667、商事法務研究会、2003年、pp.4-18
 50. 松田健「ドイツ企業におけるコーポレート・ガバナンスと監査役会の責任——Cord of Best Practice およびGCCGを中心に——」『商学研究論集』第15号、明治大学大学院、2001年、pp.481-496
 51. メルビン・A・アイゼンバーグ（前田雅弘訳）「「コーポレート・ガバナンスの原理」概説」（上）（中）（下）『商事法務』No.1368-No.1370、1994年
 52. 森本滋「公開会社の経営機構改革と執行役員・監査役（1）」『法学論叢』145巻1号、京都大学法学会、1999年、pp.1-27
 53. 森本滋「委員会等設置会社制度の理念と機能——監査委員会と監査役制度の比較を中心に——（上）（中）（下）」『商事法務』No.1666、2003年、pp.4-11、No.1667、2003年、pp.19-27、No.1668、2003年、pp.13-22

54. 山田剛志「社外取締役と独立取締役——委員会等設置会社における監査の実効性の確保①②」『法律時報』77巻1号、2005年、pp.58-66；77巻2号、2005年、pp.71-78
55. 吉森賢「ドイツとフランスにおける二層型取締役会—企業統治の視点—」『横浜経営研究』第21巻第1・2号、横浜国立大学経営学会、2000年、pp.53-84
56. ローラント・ケストラ「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスと共同決定」『監査役』No.496、2005年、pp.52-64
57. 劉永鵬「中国企業統治の実態と課題——内部ガバナンス機構と市場モニタリング・システムを中心として——」『企業研究』（中央大学企業研究所）第4号、2003年、pp.69-92

二、中国語文献（アルファベット順）

学術著書：

1. 青木昌彦・銭穎一『転軌経済中的公司治理結構：内部人控制和銀行的作用』中国経済出版社、1995年
2. 北京市法学会経済法研究会『独立董事の理論与实践』機械工業出版社、2004年
3. Brian R. Cheffins 著・林華偉等訳『公司法：理論、結構和運作』（Company law: Theory, Structure and Operation, 1997）法律出版社、2001年
4. 鄭菊秋『独立董事制度研究』西南財經大学出版社、2004年
5. 官欣栄『独立董事制度与公司治理：法理和实践』中国檢察出版社、2004年
6. 韓志国・段強編著『独立董事：管制革命還是裝飾革命』經濟科学出版社、2000年
7. 何美歆『公衆公司及其股權証券』北京大学出版社、1999年
8. 何廷玲『我国上市公司独立董事制度研究』西南師範大学出版社、2006年
9. 傑弗里・N・戈登（Jeffrey N. Gordon）&馬可・J・羅（Mark J. Roe）著、趙玲・劉凱訳『公司治理：趋同与存続』北京大学出版社、2006年
10. 廖理編『公司治理与独立董事』中国計画出版社、2002年
11. 李惠・郭『中国政企治理問題報告——問題・現状・挑戰・对策』中国發展出版社、2003年
12. 劉連焜『公司治理与公司社会責任』中国政法大学出版社、2001年
13. 李建偉『独立取締役制度研究——從法學与管理學的双重角度』中国人民大学出版社、2004年
14. 李維安『現代公司治理研究』中国人民大学出版社、2002年
15. 李維安・武立東『公司治理教程』上海人民出版社、2002年
16. 羅伯特・孟克斯（Robert Monks）尼尔・米诺（Neil Minow）著、楊介棒訳『監督監督人：21世紀的公司治理（Watching the Watchers: Corporate Governance for the 21st Century）』中国人民大学出版社、2006年
17. 馬更新『独立董事制度研究』知識產權出版社、2004年

18. 梅慎美『現代法人治理結構規範運作論』中国法制出版社、2001年
19. 寧向東『公司治理理論』中国發展出版社、2005年
20. 上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2003年）』復旦大学出版社、2003年
21. 上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2004年）：董事会独立性与有效性』復旦大学出版社、2004年
22. 上海証券交易所研究中心『中国公司治理報告（2006）：国有控股上市公司治理』復旦大学出版社、2006年
23. 唐納德·H·邱（Donald H. Chew）著、楊其靜·林妍英·聂輝華·林毅英等譯『公司財務和治理機制：美国、日本和欧州的比較』中国人民大学出版社、2005年
24. 譚勁松『独立董事与公司治理：基于我国上市公司的研究』中国財政經濟出版社、2003年
25. 王保樹編『商事法論集』法律出版社、2000年
26. 王保樹『全球競争体制下的公司法改革』（2003年「21世紀商法論壇——全地球經濟競争体制のもとでの会社法（清華大学にて）」論文集）社会科学文献出版社、2003年
27. 王天習『公司治理与独立董事研究』中国法制出版社、2005年
28. 謝朝斌『独立董事法律制度研究』法律出版社、2004年
29. 謝朝斌『解構与嵌合——社会学語境下独立董事法律制度變遷与創新分析』法律出版社、2006年
30. 張開平『英美公司董事法律制度研究』法律出版社 1998年
31. 鍾朋榮『中国企業為誰而办』中国稅務出版社、2001年

學術論文：

1. 高明華·馬守莉「独立董事制度与公司績效關係的實証分析——兼論中国独立董事有效行權的制度環境」『南開經濟研究』2002年第2号、pp.64-68
2. 顧功耕·羅培新「論我国建立独立董事制度的幾個法律問題」『中国法学』2001年第6号、pp.65-74
3. 唐清泉·葉艷芬「独立董事行權的有效性与實現途徑」『經濟管理』2006年11期 pp. 36-39
4. 魏傑·徐有軻「论产权关系与内部人控制」『改革探索 经济学家』第5期、1996年
5. 王海民·王宏民「我国独立董事制度設計中的若干缺陷分析」『当代經濟科学』2002年第2号 pp.58-62
6. 王躍堂·趙子夜·魏曉雁「董事会的独立性是否影響公司績效？」『經濟研究』2006年第5号、pp.62-73
7. 夏冬林·過欣欣「我国上市公司董事会效能狀況研究」『当代財經』2001年第7号、pp.33-39
8. 肖黎「中国独立董事制度現狀和缺陷——基于对沪市和深市A股企業2002年報的研究」『管理現代化』2003年第3号、pp.24-28

三、英語文献

1. Bawley, Dan, *Corporate governance and accountability : what role for the regulator, director, and auditor?* Westport, Conn : Quorum, 1999
2. Carolyn Kay Brancato, *Institutional investors and corporate governance : best practices for increasing corporate value*, Chicago:Irwin Professional Pub.,1997
3. Edward S. Herman, *Corporate Control, Corporate Power: A Twentieth Century Fund Study*, Cambridge University Press, New York, 1981
4. Harold Koontz, *The Board of Directors and Effective Management*, McGraw-Hill Education, 1967
5. Margaret M. Blair, *Ownership and control : rethinking corporate governance for the twenty-first century*, Washington, D.C. : Brookings Institute, 1995
6. Mark J. Roe, *Strong Managers, Weak Owners: The Political Roots of American Corporate Finance*, Princeton University Press, Princeton, 1994
7. Masahiko Aoki and Hyung-ki Kim, *Corporate Governance in Transitional Economies: Insider Control and the Role of Banks*, EDI Developmental Studies, the World Bank, 1995 (日本語訳: 青木昌彦『経済システムの進化と多元性——比較制度分析序説』東洋経済新報社、1995年)
8. Myles Mace, *Directors: Myth and Realty*, Boston, Harvard Business School Press, 1971 (日本語訳: 道明義弘訳『アメリカの取締役——神話と現実』文眞堂、1991年)
9. P. I. Blumberg, *The Mega corporation in American Society: The Scope of Corporate Power*, New Jersey, 1975 (中村瑞穂監訳『巨大株式会社——その権力とアメリカ社会——』文眞堂、1975年)
10. Robert A. G. Monks and Nell Minow, *Corporate Governance*, Third Edition, Black Well Publishing, 2004

四、新聞記事:(アルファベット順)

1. 広州万隆「欠欠欠「父欠子債」何時了?」『北京青年報』2003年7月30日。ネットデジタル版は <http://bjyouth.yynet.com/article.jsp?oid=2456273> である。
2. 廖文根「兵器工業持続快速増長」『人民日報(国内版)』2006年1月6日、デジタル版は <http://www.people.com.cn/GB/paper464/16580/1460447.html> である。
3. 李予陽「国有企業改革發展邁上新台階」『經濟日報』2007年12月19日第1版と第5版。
4. 羅波「独立董事的尷尬」『人民日報(国内版)』2002年12月17日。デジタル版は <http://www.people.com.cn/GB/paper49/8004/758951.html> である。
5. 「証監会国資委連手推動央企上市公司規範發展」『上海証券報』2007年11月9日、第

1 版

6. 上海証券取引所「上市公司治理問卷調査結果与分析」『上市公司』2000年第12号。デジタル版は <http://www.people.com.cn/GB/paper87/2352/369554.html> である。
7. 盛義・詹娟「中国独董調査及制度反思」『中国証券報』2005年7月28日、デジタル版は http://cs.com.cn/csnews/sylm/04/t20050728_723933.htm である。
8. 王安平「賬戸総数過億、機構挑大梁」『証券時報』2007年10月10日。デジタル版は <http://www.p5w.net/today/200710/t1255223.htm> である。
9. 趙樹元・李文鋒「独董制度初見成效、保障独立任重道遠——濟南証管辦轄区独立董事作用發揮狀況及制約因素的調查分析報告」『証券時報』2002年12月18日、デジタル版は <http://www.p5w.net/p5w/home/stime/today/200212180036.html> である。

五、インターネット資料：

日本語：

1. 黒木文明「持ち合い解消に見る企業と企業の関係—2002年度株式持ち合い状況調査—」『ニッセイ基礎研究所 REPORT』2003年10月、
<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2003/10/eco0310a.pdf>
2. 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査」
<http://www.tse.or.jp/listing/cg/enquete/index.html>
3. 日本金融庁ホームページ「銀行の株式保有に関する報告」（2001年6月26日）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20010626a.pdf
4. 平松那須加「株主による取締役候補者の指名を容易にする米国 SEC」『資本市場クォータリ』2004年冬号、野村資本市場研究所、2004年、
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2004/2004win05.pdf>

中国語：

1. 何衛東「深交所上市公司治理状況調査分析報告」（「深圳証券取引所上場会社のコーポレート・ガバナンス調査分析報告」）2003年12月
<http://www.e521.com/ztjj/gongsi/300001/1219090924.htm>
2. 孔翔「独立董事制度研究」『深圳証券研究所研究報告』巨潮信息网、2003年、
<http://www.szse.cn/UpFiles/Attach/1088/2003/11/05/report0033.pdf>
3. 深セン証券信息有限公司「中国証券市場上市公司2005上半年独立董事総合統計及評論」
<http://www.cninfo.com.cn/finalpage/2005-07-13/15620506.pdf>
4. 施東暉・孫培源「超額控制、道德風險与公司績効：来自上市公司的經驗証据」清華大学中国金融研究センターホームページ
<http://ccfr.org.cn/cicf2005/paper/20050128131512.DOC>

六、ホームページ：

1. CalPERS ホームページ（ガバナンス版） <http://www.calpers-governance.org/>
2. CalSTRS ホームページ <http://www.calstrs.com/>
3. SEC ホームページ <http://www.sec.gov/rules/sro/34-48745.htm>
4. アメリカ法リンク：
<http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/LaWiki/index.php?%A5%A2%A5%E1%A5%EA%A5%AB%CB%A1%A5%EA%A5%F3%A5%AF>
5. 日本監査役協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp/>
6. 日本社外取締役協会のホームページ <http://www.shagai-net.jp>
7. 中国証券監督管理委員会 <http://www.csrc.gov.cn>
8. 上海証券取引所ホームページ：<http://www.sse.com.cn/>
9. 北京市財政局ホームページ <http://www.bjcz.gov.cn/>